



厚生労働省 和歌山労働局
(照会先)
職業安定部 職業対策課
課長 生駒純治
補佐 海瀬安彦
高齢者対策担当官 田中孝典
(電話直通) 073-488-1161

平成24年「高年齢者の雇用状況」集計結果

高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況など、平成24年「高年齢者の雇用状況」(6月1日現在)の集計結果をまとめましたので、公表します。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用の確保を図るため、企業に「定年の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じるよう義務付け^(注1)、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況を提出することを求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した「31人以上規模」の企業976社の状況をまとめたものです。なお、この集計では、常時雇用する労働者が31人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

1 高年齢者雇用確保措置等の実施状況

- 高年齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は、97.7% (前年比0.6ポイント上昇)
 - ・ 中小企業は97.6% (前年比0.6ポイント上昇)。
 - ・ 大企業は100% (前年と同じ)。

2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等の状況

- (1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は52.9%（前年比1.2ポイント上昇）。
- ・ 中小企業では54.5%（前年比1.4ポイント上昇）。
 - ・ 大企業では21.3%（前年比0.4ポイント上昇）。
- (2) 70歳以上まで働ける企業の割合は19.9%（前年と同じ）。
- ・ 中小企業は20.5%（前年比0.1ポイント上昇）。
 - ・ 大企業は8.5%（前年比0.8ポイント減少）。

3 定年到達者の継続雇用状況

過去1年間に定年年齢に到達した2,345人のうち継続雇用された人は、1,935人（82.5%）、継続雇用を希望しなかった人は386人（16.5%）、基準に該当しないこと等により離職した人は24人（1.0%）。

<集計対象>

法第52条第1項に基づく高年齢者雇用状況報告を提出した31人以上規模の企業976社について、集計「うち中小企業（31人～300人規模）は929社、大企業（301人以上規模）は47社」。なお、当該報告は平成20年度まで51人以上規模の企業を集計対象としていたが、平成21年度から31人規模の企業とした。

（注1）高年齢者雇用確保措置の義務年齢は、年金の支給開始年齢の引上げに合わせて段階的に引上げられ、平成25年3月31日までは64歳、平成25年4月1日から65歳となる。

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

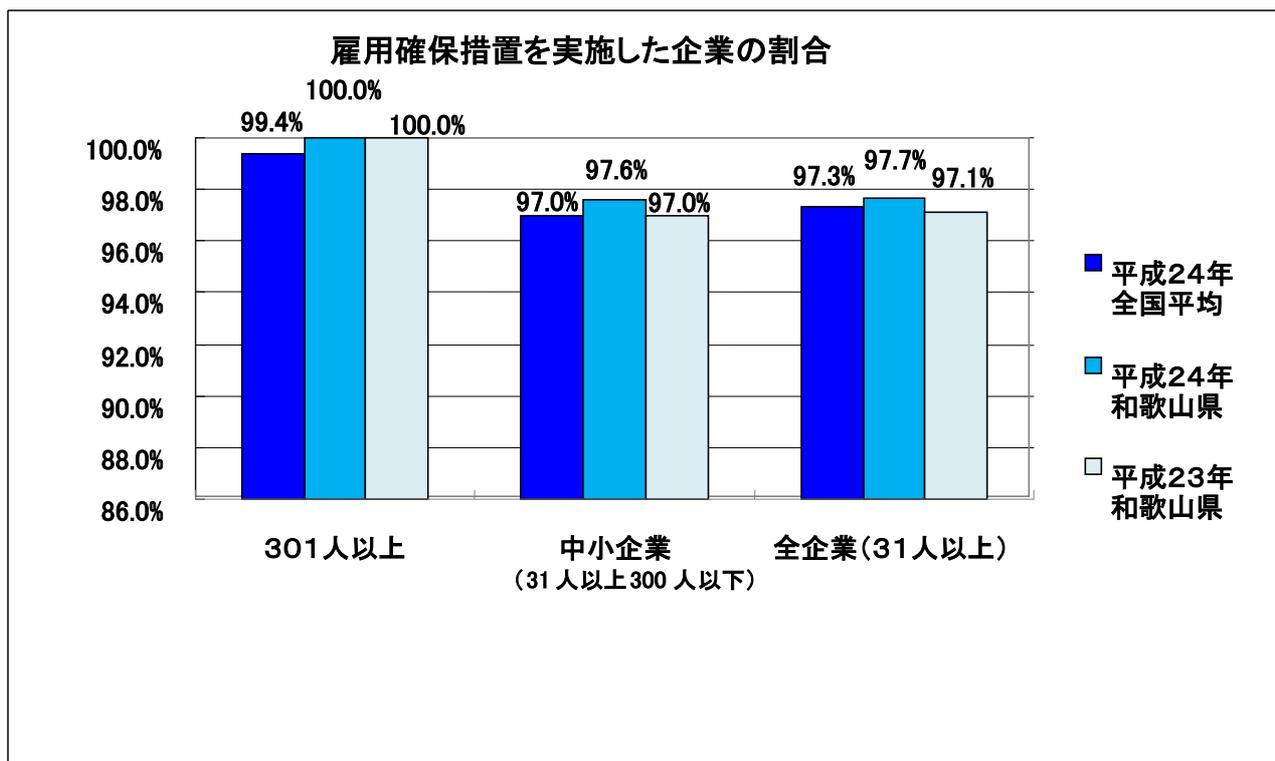
高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という）の実施済企業の割合は97.7%（954社）（前年比0.6ポイント上昇）となっている。

一方、雇用確保措置を未実施である企業の割合は2.3%（22社）（前年比0.6ポイント減少）となっている。

このように、企業における雇用確保措置は着実に進展している状況です。

(2) 企業規模別の状況

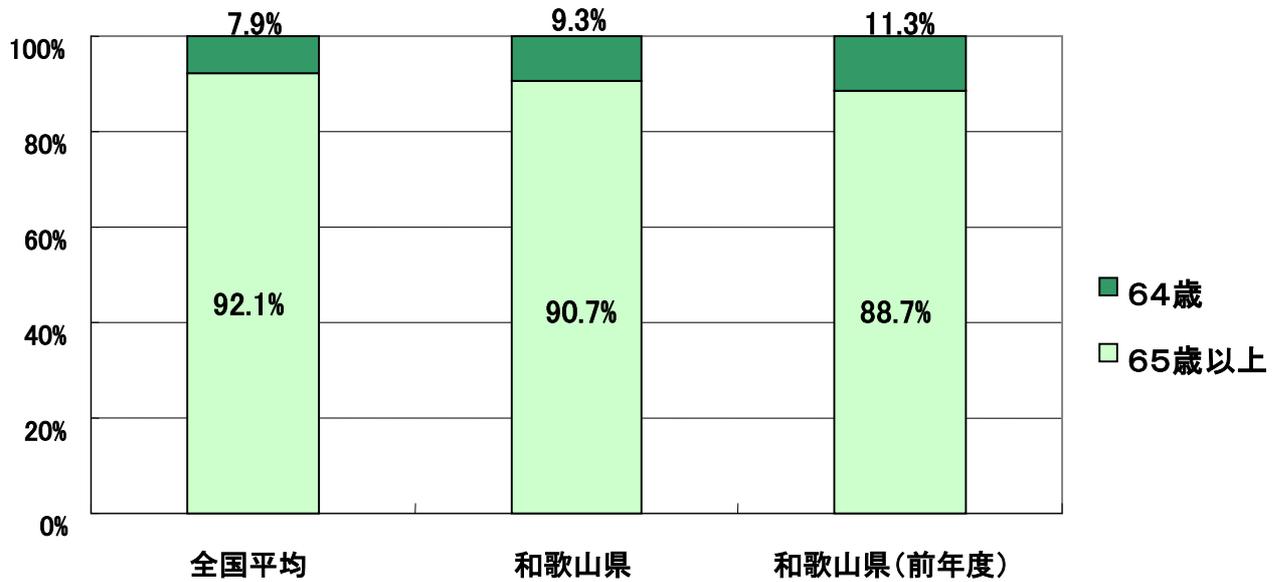
雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では100%（43社）（前年と同じ）、中小企業では97.6%（907社）（前年比0.6ポイントの上昇）、31人以上規模の企業で97.7%（954社）となっており、全ての大企業が雇用確保措置を実施し、また、中小企業の実施状況も着実に進展している。



(3) 雇用確保措置の上限年齢

雇用確保措置の上限年齢については、雇用確保措置の実施済企業（954社）のうち、現在の義務年齢である64歳を上限年齢とした企業は9.3%（89社）となる一方、法の義務化スケジュールより前倒しして65歳以上を上限年齢とした企業（定年の定めのない企業を含む。）は90.7%（865社）（前年比2.0ポイントの上昇）となっている。

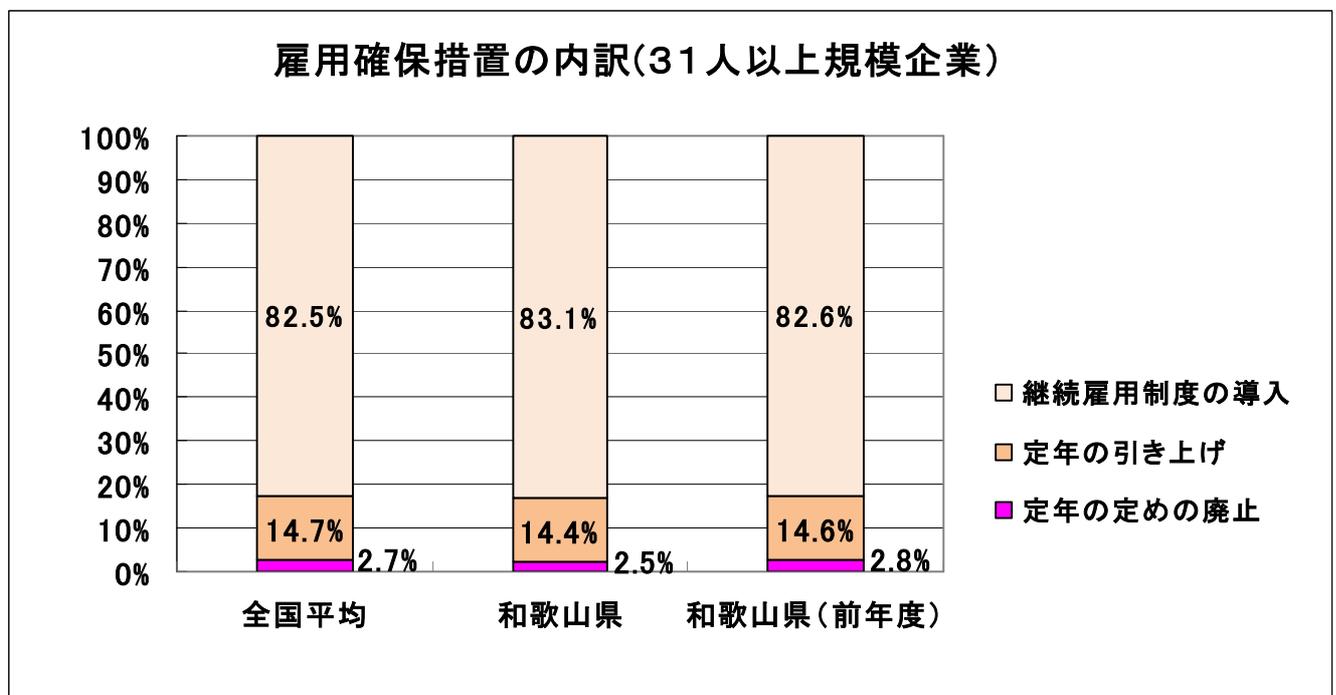
雇用確保措置の上限年齢(31人以上規模)



(4) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業(954社)のうち、「定年の廃止」の措置を講じている企業は2.5%(24社)、「定年の引き上げ」の措置を講じている企業は14.4%(137社)、「継続雇用制度の導入」の措置を講じている企業は83.1%(793社)となっている。

雇用確保措置の内訳(31人以上規模企業)

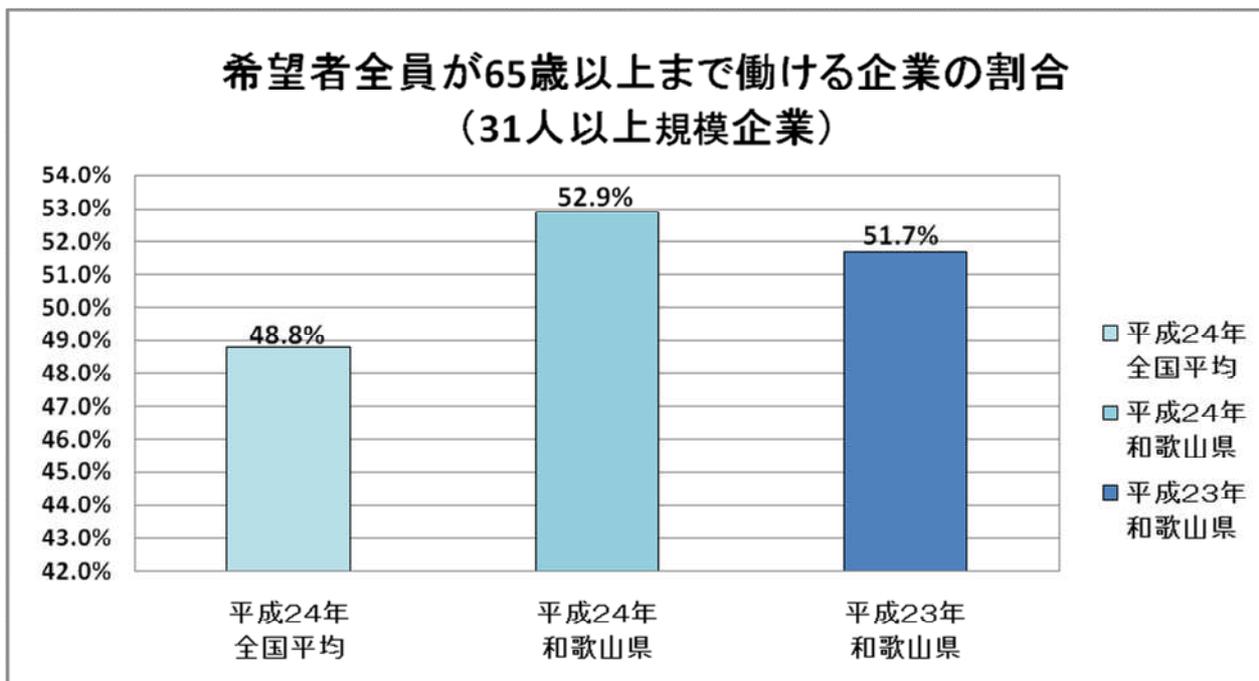


2 希望者全員が65歳まで働ける企業等について

(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

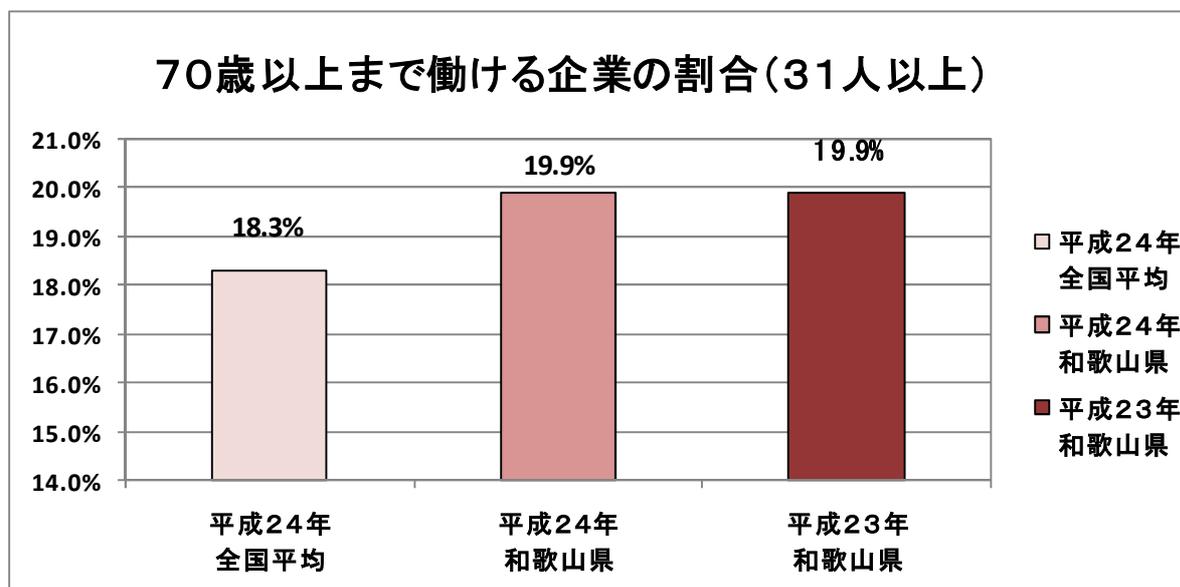
希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は52.9%（516社）（前年比1.2ポイント上昇）となっている。

企業規模別に見ると、中小企業では54.5%（506社）（前年比1.4ポイント上昇）、大企業では21.3%（10社）（前年と同じ）となっている。



(2) 70歳以上まで働ける企業の状況

70歳以上まで働ける企業の割合は19.9%（194社）（前年と同じ）となっている。企業規模別に見ると、中小企業では20.5%（190社）（前年比0.1ポイント上昇）、大企業では8.5%（4社）（前年比0.8ポイント減少）となっている。

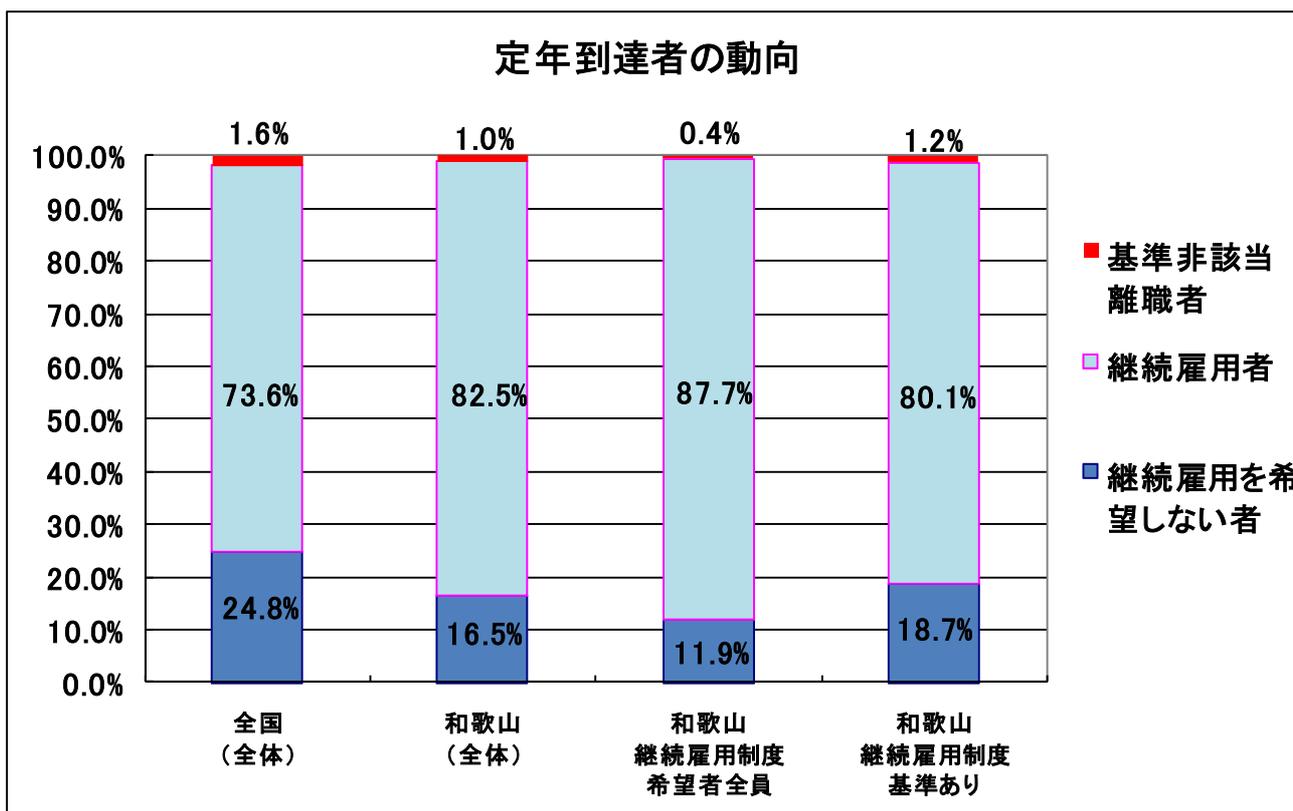


3 定年到達者の動向

過去1年間(平成23年6月1日から平成24年5月31日)の定年到達者2,345人のうち、継続雇用を希望しなかった者の数(割合)は386人(16.5%)、定年後に継続雇用された者は1,935人(82.5%)、継続雇用を希望したが基準に該当しないこと等により離職した者は24人(1.0%)、継続雇用を希望した者について見ると、継続雇用された者の割合は98.8%、基準に該当しないこと等により離職した者の割合は1.2%となっている。

また、継続雇用制度により雇用確保措置を講じている企業のうち、

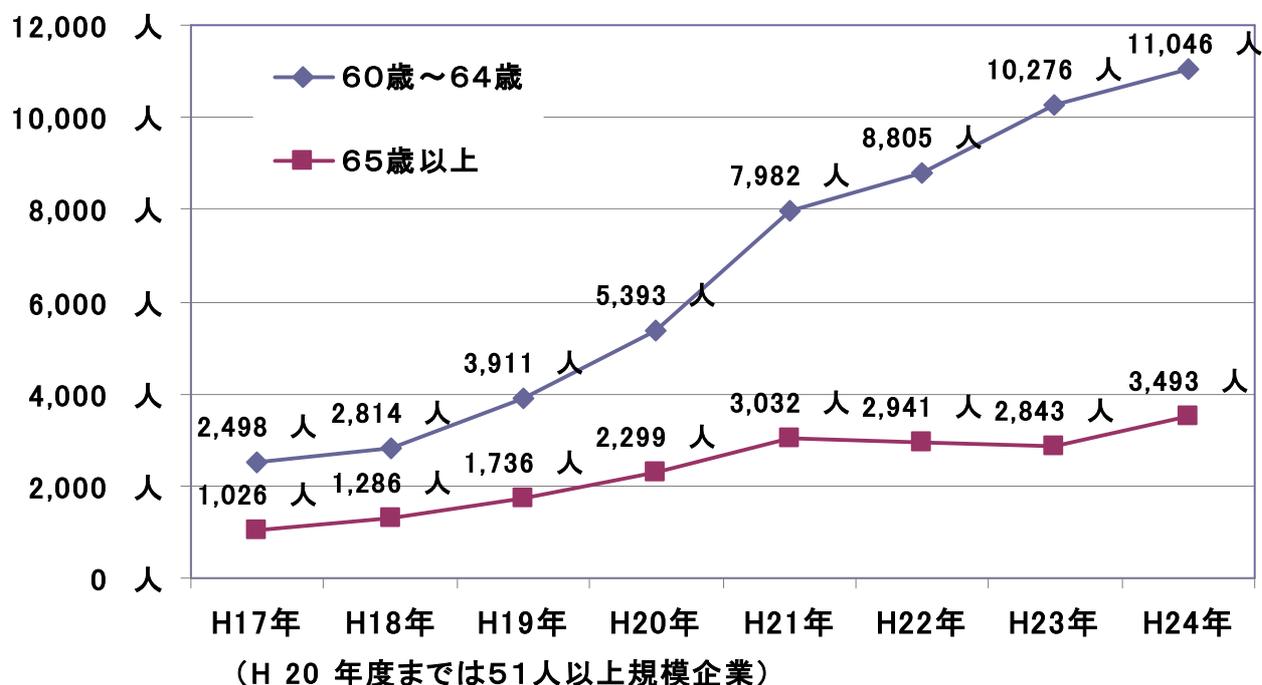
- ①継続雇用の対象者を限定する基準を定めていない企業では、過去1年間の定年到達者673人のうち、継続雇用された者の数(割合)は590人(87.7%)、
- ②継続雇用の対象者を限定する基準を定めている企業では、過去1年間の定年到達者1,466人のうち、継続雇用された者の数(割合)は1,174人(80.1%)、継続雇用を希望したが基準に該当しないことにより離職した者は18人(1.2%)、となっている。



4 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の動向

60歳~64歳の常用労働者は11,046人で昨年の10,276人より770人増加している。
65歳以上の常用労働者数は3,493人で昨年の2,843人より650人増加している。

60歳以上の常用労働者の推移



5 今後の取組

(1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

企業における雇用確保措置は着実に進展しているが、雇用確保措置が未実施である企業については、引き続き、労働局、ハローワークによる個別指導を強力に実施し、早期解消を図ります。

(2) 改正高年齢者雇用安定法の施行に向けた取組

平成25年4月1日から改正高年齢者雇用安定法が施行されるため、周知の徹底を図るとともに、希望者全員が65歳まで働ける制度の導入に取り組んでもらうよう、企業に積極的に働きかけを行っていきます。

(3) 「70歳まで働ける企業」の普及・啓発

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の減少、団塊世代の65歳への到達等を踏まえ、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け、65歳までの雇用確保を基盤として「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組めます。